

三木町農業委員会

令和5年11月 定例会議事録

三木町農業委員会

令和5年11月定例会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 令和5年11月20日
(会議時間) 13:25～14:58
(開催場所) 三木町防災センター 第1研修室

出席委員数 16名

2番	松田	隆雄
3番	平井	直行
4番	沖藤	高奨
5番	阿部	一義
6番	古市	哲
8番	高重	浩二
9番	原内	健正
10番	森	宏樹
11番	北岡	利幸
12番	鈴木	勤
13番	地下	三
14番	岡田	久
16番	藤澤	勇一
17番	多田	幸子
18番	溝渕	廣明 (会長職務代理)
19番	高尾	壽一 (会長)

欠席委員数 3名

1番	山地	孝志
7番	溝渕	常雄
15番	川田	正憲

事務局

1. 貞中政治事務局長
2. 川田耕平課長補佐
3. 漆原翔平係長
4. 谷井直人主任主事

(別紙) 議案書

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 非農地証明願について
- 議案第5号 農業経営基盤促進法の規定による農用地利用集積等計画促進計画について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 使用貸借返還通知について

13時25分 開会

- 事務局 本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。ただいまからの11月の農業委員会定例会を開会いたします。なお、本日、川田正憲委員、山地孝志委員、溝渕常雄委員より欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告を申し上げます。それでは開会にあたりまして、高尾会長よりごあいさつをお願いいたします。
- 会長 (挨拶)
- 事務局 ありがとうございます。今月の定例会は、農地法関係議案18件と農用地利用集積計画及び促進計画について、それぞれご審議をお願いいたします。なお、本日の議事録署名委員につきましては、高重委員さんと原内委員さんをお願いいたします。それでは議事の方を高尾会長よりしく願いします。
- 会長 それでは、次第に沿っていききたいと思います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より提案よろしく願いします。
- 事務局 失礼します。それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。議案書の1ページ、議案第1号をご覧ください。
【議案第1号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議よろしく願いします。
- 会長 今月は13件ありますが、ご質問ございますか。
では、私から2番目の件。交換いうことやけど反対側の売買は出てないんかな。
- 事務局 反対側は地目が宅地になりますので。
- 会長 宅地か。
- 事務局 はい。
- 会長 ■さんの宅地が■さんの方に入っとるということか。
- 事務局 そういうことですね。はい。
- 会長 3番。これは■でブルーベリーやっとる方か。
- 事務局 そうです。現状、■の方でブルーベリー栽培している方が、今までは農地の貸し借りで栽培していたんですが、今回、所有権を売買で移転するという内容です。
- 会長 4番の新規就農は何を作るということになっとるん。
- 事務局 自家消費用の玉ねぎとニンニクを栽培予定です。
- 会長 1反あるけど。
- 事務局 1反全部をニンニクと玉ねぎで使うわけではなくて作付けとしてはお花を植えたりもするみたいです。
- 会長職務代理 番号6番から11番で田の交換をしとるんやけども、3軒で動いたんやけども田が良くなるんですか。

会長 ちょっと説明してもらいましょうか。

平井委員 これは農免道路ができた時に切れ端みたいになっていかんいうのを交換しとったんです。その時に■■■さんという方、お父さんの■■■さんという方だって、亡くなって、相続で上手く行かなんで、延び延びになっとったんをこのきりきちっとしとかないかんいうんで、現状に合わせて三人がこうするということです。道ができた時にしとかないかんかったんができてなかったんや。

会長職務代理 現状に合わせたいということですか。

平井委員 現状に合わせたということです。

会長 ■■■さんと■■■さんと■■■さんとが道で切られて。

平井委員 ひとつの田にせんかということできとるわけや。

会長 その時にしとったんやね。名義が変わってなかったんやね。

平井委員 そうということです。それを現状に合わすということです。

会長職務代理 わかりました。

会長 それが6番から11番までの絡みね。
他に何かありますか。

古市委員 会長。

会長 はい。

古市委員 さっきの4番もそうやし、13番のところで新規就農いうんで米・野菜って言よったんやけど、これ米やるんに機械あるんですか。

会長 米・野菜言よったんか。玉ねぎ・ニンニク言うんは後からか。

古市委員 まだ玉ねぎ・ニンニクいうんはまあ。

事務局 ■■■さんですね。耕運機の方は所有しとって、トラクター、コンバイン、田植え機に関してはリースで借りてやると。13番。

古市委員 これ、新規就農いうのは適正なのかと。家庭菜園いうんでは理由にならんのですか。現実、これ農業するんでなしに自分のために農作物を作るという、家庭菜園という理由いうんはもっと適正な。

会長 もっと大規模でやるようなイメージやな。

森委員 すいません。13番の■■■さんなんですけど新規就農と言いながら現実には近くでコンバインで稲刈りしよんが一定分で、たぶん■■■さんの土地とかを使ったり何かして、農作業自体は何年もしよったんです。自分の所有の農地はなかったんやろうと思うんですけど、機械を■■■さんとこで借りたりしてやつりよったんで。そういう面ではやりくりできるんじゃないかなと思います。

会長 この田以外にも耕作してるわけ。

古市委員 実際、稲刈りしよんを何回か見たことはあるんです。

森委員 この人の土地ではないですけどもね。

会長 まあ、かなりのお年やしね。そういう事情で、古市委員さん、ご理解いただけましたか。

古市委員 家庭菜園という言葉が使えないのであれば、それはそれでしょうがないのかなあ。

会長 まあ、言葉がね。新規就農いうたら補助金貰って、もっと大きくやるようなイメージやけど。今年法律改正からちょっとややこしいところがあるんですけども。

事務局 議受理由の文言に関しては、次回以降、書き方を事務局の方で考えます。

会長 他にありますか。

委員一同 （質問なし）

会長 それでは採決に入ります。議案第1号 農地法第3条の許可申請ですが、13件ありますが、承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 （挙手）

会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。続きまして、議案第2号ですね、4条の方ですね。事務局より提案をお願いします。

事務局 会長、4条、5条、続けてで良いですか。

会長 そうですね。失礼しました。4条、5条、続けてをお願いします。

事務局 はい、失礼いたします。それでは、まず議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、説明します。議案書の4ページをご覧ください。なお、お配りしている別紙の位置図も併せてご覧ください。

 【議案第2号、第3号について朗読（別紙、議案書のとおり）】

 以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 本件は現地調査を行ってますので、そちらの報告をお願いしたいと思います。

高重委員 それでは、現地調査の報告を行います。11月分の農地法関連の申請について、去る、令和5年11月13日（月）の午前9：00から4条申請2件、5条申請2件につきまして、高尾会長、溝渕会長職務代理、溝渕常雅委員、私、事務局2名の計6名、及び、担当地区の農業委員、推進委員とともに現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、4条申請の番号1、2です。これらの案件につきましては、既に造成が行われていましたが、無断転用の是正ということで始末書が添付されており、周辺農地への影響もありませんでした。その他の点についても特に問題はありませんでした。以上で、現地調査の報告を終わります。

会長 はい。それでは担当地区の委員の方、補足説明がありましたら、お願いします。

原内委員 ■■■さんところでですけども、問題はなかったと思います。

森委員 番号2の■■■さん。先程の3条の13番で出てきました。お兄さんから農地を売買して手に入れて、自分とこの宅地の中に農地が残っていることが判明しまして、今回、それを是正するという形で。僕が知っている限りでも宅地だったような気がしますけれど

も。始末書も出ているようなので、特に問題はないと思います。よろしくお願いします。

会長 はい。4条の2件は両方とも無断転用ということですね。4条、5条含めて、ご質問はございますか。

沖藤委員 5条申請1番、資材置き場になりますと、池のすぐそばなんですけれども、池と水利に影響はないのかというところと。転用地の内側に田が残るような形になっているのが、これはこの先、どういうふうに使うようになるのかということ。もう1つが5条申請2番の■■■さん、これも田がカギ型に残るような感じになってますんで、これをこの先、どういうふうに利用していくのかということについて、お聞かせいただけたらと思います。

会長 事務局よりお願いします。

事務局 まず5条申請の1番の資材置き場用地なんですけど、こちらなんですけれども盛土、土の方はほとんど入れないで、今ある農地を整地するだけなんです。なので、特段、池の方に泥が流れたりとかいう心配はないかなと思うんですが。後もう1点、池との間に農地が残るということなんですけど。今もう既に休耕田になっておりまして、耕作の方は全く行われていない農地になります。水利の方の同意も取れていますので、特段、そこら辺りの問題はないと思います。番号2番のカギで残る農地なんですけど、こちらは申請人の■■■さんの農地になります。そのまま■■■さんが耕作の方を続けるということになりますので。宅地の隣接地になるので問題はないかなと思います。

沖藤委員 はい、わかりました。

会長 5条の1番の池側の土地、かなり下がってますよ。本当はね、ここまで埋め立てて全部利用して欲しいところはあるんですけども。だいぶ下がってんで造成に費用がかかるいうんで。

鈴木委員 はいれるん。

会長 下へずっとおりてからぐるっと周って、下の道からね。
それから5条の2は先ほどの家の横から田に入るようになるんやな。

事務局 はい、そうです。地図で■■■さんというお宅があるんですけども、その東側に進入路があると思うんです。その南側に四角い土地があると思うんですけど、この部分が農業用倉庫になってまして、ここから機械が田に入るようになります。

会長 そういうことやね。
他にご質問はありますか。

藤澤委員 今、説明を受けたんですけども、5条申請の2番ですけども。併用地で28.63㎡が宅地、公衆用道路になっていますよね。これの名義はどうなってるんですかな。

事務局 名義ですか。

藤澤委員 名義。

事務局 併せ利用地の名義はですね、■■■さんと■■■さんという方の名義です。

藤澤委員 ここの進入道路の入口になると思うんやけど、その辺りの調整はできとんかな。

事務局 当然、開発になるので所有権移転をするようになると思います。ただ、地目が既に宅地と公衆用道路になっていますので、農業委員会の定例会で諮る案件ではないのですが、

直接、法務局の方で[]の方に名義が変わるんやと思います。

藤澤委員 農業委員会を出てこないと思うんやけど、所有権移転で法務局に出てくるわけやな。

事務局 はい。

藤澤委員 はい、わかりました。

会長 今のご理解いただけましたか。他になれば、採決に移りたいと思います。議案の第2号ですね。農地法4条の2件について承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当となりました。次は議案の第3号で5条申請、これも2件ですが許可するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。許可相当ということで。それから、次は議案の第4号になります。これは非農地証明ですね。1件ですが、非農地証明について、説明をお願いします。

事務局 失礼します。それでは議案第4号 非農地証明願について説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。

【議案第4号について朗読（別紙、議案書のとおり）】

以上となります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 場所的には[]。

北岡委員 []さんの元屋敷なん。

会長 []さんところから下りてくる途中のとこや。

北岡委員 相当太いヒノキやスギが生えとる。

会長 そうですね。工場があったのはどこだったかな。

北岡委員 []さんのすぐ北。

会長 こちらはずっと山みたいなもんや。畑や田で残っとるところがあるんでしょうな。これ左に行くと[]のパイロット地区入る道ですね。ご質問、ございますか。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは採決します。議案第4号 非農地証明願について。承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。それでは、議案の第5号ですね。これは結構数があるんで、事務局より説明をお願いします。

事務局 続きまして、議案第5号 農業経営基盤促進法の規定による農用地利用集積等計画促進計画について説明いたします。、議案書の12ページをご覧ください。

【議案第5号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上となります。ご審議よろしくお願いします。

会長 今月は41件あります。農業委員さんには直接情報が来ていないのがあると思いますが、それぞれの地区の確認をお願いします。全体的にご質問がある方。

多田委員 13ページの27番。27番の■■■■様から■■■■様へということなんですが、これ転貸で6か月となっているのはどういうことなんですか。

会長 裏だけの麦だけの貸し借りです。

多田委員 麦だけの貸し借り。それ以外は■■■■さんが作るんですか。

会長 そうです。表はね。

多田委員 教えていただけるかどうか、わかりませんが、これ転貸しの前の■■■■さんが借りてる相手はどなたですか。

会長 先月ので出とったね。

事務局 ■■■■さんともう一人。ちょっとすぐには出てこないですけども。

多田委員 ちょっとお聞きしたいんですけども、■■■■さんの前に■■■■の■■■■なんとかしゃんおっしゃる方と契約しとんがあるんです。機構で。

会長 ■■■■さんやな。

多田委員 ■■■■さん。その時に■■■■さんの希望でどうしても■■■■さんでないと駄目と仰ったんで、その後に■■■■さんを■■■■さんの組合員さんになってもらったという記憶があるんです。

会長 はい。そうです。

多田委員 だったら、その■■■■さん個人で貸し借りするんはおかしいんじゃないですかね。■■■■さんで貸し借りした方が良くないんじゃないですかね。

会長 うちの組合は■■■■君も構成員になっとるから、その構成員さんが持つとる土地を貸借するんですね。それはそれと。それと個人的に■■■■さんが借りてる土地はそれはこういう形で。構成員の場合は転貸しが例外規定になってますから。所属する組合に転貸しできるという例外規定が。

多田委員 そうですか。わかりました。すいません。

沖藤委員 良いですか。

会長 はい。沖藤さん。

沖藤委員 議案5号の22番の一番下にある■■■■番地というところで新規があるんですが、これ間違いですか。

会長 もう一回言って。■■■■。

沖藤委員 はい。■■■■の■■■■番地。

岡田委員 下の端やの。

- 事務局 すいません。これ、新規です。合ってます。他の3筆は更新なんですけど、この1筆だけは新たに入っているんで、説明します。
【議案第5号22番について朗読（別紙、議案書のとおり）】
- 沖藤委員 それともう1件、先ほどの27番の転貸のところのやつなんですけれども、麦作だけ借りるという形態が、6か月だけ借りるという形態で毎年毎年申請出されると思うんですけれども、これを麦作なら麦作だけで何年か単位で借りるというふうには変えていけないでしょうか。高松ではやっていると思うんですけれども。できない理由あるんだったら、理由も併せて説明していただきたいんですが。
- 会長 私の理解では麦作を半期でやるやつは、それが満期になると自動消滅いうことで。秋にしたら春に切れると、申請出さんでもね。その代わり毎年出さないかんようにはなるんですけれども。そういう形でいけるというふうな形でいけるという理解はあるんですけど。それを一発でやれるんかなあ。法的に。
- 沖藤委員 高松は現状やってます。そうやって借りている人が居ます。
- 会長 例えば5年なら5年したら、裏だけいけるよという契約の仕方があるん。
- 多田委員 機構にそんなんがあったと思う。
- 会長 逆に三木町は春に自動で切れるいうことでやっとなで、逆に高松はなぜそれができるんだということを聴きたい。県に問合せしてみないかなあ。3条のね、細かな要領書いうんが出とんです、県からね。それには謳われてなったように思うけどね。
- 岡田委員 条例でやれんことはないんちゃうん。
- 会長 ちょっと高松市に確認できるかなあ。
- 事務局 確認いたします。
- 会長 農地の貸し借りやから3条やけど、その色んな例外規定とか、結構あるんでね。確認してもらいうことでよろしいですかね。例年10月ぐらいには結構、半年だけの貸し借りの申請が出てくるんですけど。他には何かありますか。
それでは採決に移ります。議案第5号 農業経営基盤促進法の規定による農用地利用集積等計画促進計画について。承認するという委員の方、挙手をお願いします。
- 委員一同 （挙手）
- 会長 ありがとうございます。
後は報告事項になります。報告事項2件について、事務局より報告をお願いします。
- 事務局 それでは報告議案について説明させていただきます。議案書の17ページをご覧ください。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明します。
【報告第1号、報告第2号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上で報告議案の説明を終わります。
- 会長 報告事項2件ですが、何かご質問はございますか。
使用貸借の4番目以降の■■■さんね、ご年配の方なただけけど、ずっと続いとんだけど何か特別に事情あるん。
- 会長職務代理 田やめる言うた。
- 会長 田やめるん。

- 会長職務代理 俺も機械いうとったけれども遅かって。
- 会長 あの方か。まだ、その田どう処理するか、わからんのやね。
- 原内委員 ■さんに頼む言よった。
- 会長 ■さんに頼む言よったん。
- 原内委員 ■さんもちよっときつい言うようになって。僕の方に WCS 言われたんですけども、僕の方は機械が入らんの。そこからはちよっとわからんです。
- 会長 協議中ゆうことやね。
結構な面積になるなあ。
- 原内委員 田の面積は自体は広いんですけどね。どうしても進入路が狭すぎるんですね。
- 会長 今年、香川県の補助金の項目で地元と県で100%できるぐらいの感じのが出てはきとんやけどな。いわゆる進入路を拡げるいう形の費用。
それでは以上、報告ということで終わりたいと思います。ありがとうございました。
続きまして、香川県農業会議常設審議委員会の報告をいたします。令和5年10月分について。農地法第4条につきましては、香川県が1件、9,815.58㎡、三木町分については0件です。農地法第5条につきましては、香川県が12件、49,270.28㎡、三木町は3件、15,557.73㎡でございます。以上でございます。
(3) その他に入ります。前期の一番最後のですね。ちょうど三木町が小学校の給食センターを神山へ作るということで、買ってくれるとがあれば農家の人も色んな野菜をつくれるわね。うちのメンバーと教育総務課のメンバーと農協のふれあいセンターの所長と集会場の所長を交えて意見交換会を3回かな4回したんです。我々としては農業者が野菜を少しでも売れる状態ができればと思って話していきよったんですけども。いよいよ来年の5月からスタートする予定ですね。そこまでに新しく栽培する人がいないかということでどういう方法で出そうかということで考えとるところです。ただ、農協さんがね、新しい人に野菜の栽培する指導をする時間がないですよ。だから、それをどういうふうに指導していくか。農協さんができんようになると我々の農業委員会しかないし、農業委員会でも野菜を専門的にやっておられる方、ご相談して新しい人に指導するほどの時間がとれるかどうかもあるし。そこらの相談をしていかないかんのですけれども。また、個別に野菜を作っておられる方、うちの事務局と一緒に今後の指導のことをご相談さしてもらおうかなあと考えています。冬の野菜はもう植え終わつとるから、今度、夏、ちょうど9月から始まるいうんは、ちょうど端境期になるんじゃない、野菜の。何が採れるか、今までも4種類か5種類か、農協からは対応しよったんやけれども。それが今までですと学校で作つとるから、使用する日を1日ずらせば纏まっていかなくても良いんだけど、今度は1,600食分の材料をその日にいれないかんようになるから。なかなか、今までやったら氷上は氷上、白山は白山で日にちがずれとったけれども。そういう縛りが出てくるんで、農協の対応も大変といえ大変なんやけれども。そういう動きが今あるんで。今後、どうしていくか。野菜を作っている沖藤君あたりが指導に行って欲しいけれども。そこらの対応をしていきたいというふうに思っています。それが1つと。
- 藤澤委員 会長、あれかな。給食センターがオープンして稼働するんが今のところ民間委託になつとんかな。
- 会長 それは町のあれなんです、先般の議会ではそういうふうな方向ですね。
- 藤澤委員 そうやな。民間委託になった場合、地元として、三木町としてどういう作物を、どういうルートでいくかいうんはこれからの検討事項やな。一括にしたらものすごくボリューム

ムが増えるんやろ。

会長 色んな野菜を並べていくつかの物については農協がね、対応できますよというのを色々話してきました。

藤澤委員 時期が切迫しとるやろ。そこから稼働する話やから。

会長 まあ、そういう動きがありますんで。新たに作ってみようかという方がおいでたらね。是非、お願いしたい。

藤澤委員 民間委託いう方向性になっとるんやけれども、中には直営でやれいう意見も出とんどしょ。

会長 それはもう予算取りで結論が出たみたいですね。まあ、そういう方向で今、動いています。何かご質問ありますか。

委員一同 (質問なし)

会長 そういうことで、事務局、お願いします。

事務局 高尾会長、議事進行お疲れさまでした。委員の皆様におかれましても、事務局の確認不足でお手間をとらせてしまいました。誠に申し訳ありませんでした。最後に担当より今後の行事予定等についてお知らせをいたします。

事務局 それでは、今後の行事予定等について、お知らせいたします。
【行事予定について通知】
連絡事項は以上でございます。

事務局 それでは閉会に当たりまして溝渕会長職務代理よりご挨拶をお願いいたします。

会長職務代理 (挨拶)

事務局 以上を持ちまして農業委員会11月の定例会を閉会いたしたいと思います。皆様お疲れ様でした。

14時58分 閉会